

総務関係

2	市町村章	合併前に広く公募を行い、合併後、新市において制定します。
3	市町村歌	合併時、現在の佐久市歌『佐久・わが市(まち)』を新市の市歌とします。 また、町村の愛唱歌は地域の歌として存続します。 <理由>現在の佐久市歌は、佐久の風土を培ってきた千曲川や周辺の間々、潤いのある豊かな自然環境など、“ふるさと佐久地域”全体を謳っているため、新市歌としてもふさわしいものです。
4	警防委託料	臼田町が実施しています。 合併時、区と協定を締結し、負担金を交付して実施します。 【実施地区】馬坂地区、広川原地区

民生関係

5	難病患者激励費	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 【対象者・対象金額】人工透析患者：20,000円/年 人工透析患者で生活保護受給者：5,000円/年 人工透析患者以外の難病患者：5,000円/年
6	難病患者等通院費補助事業(単独分)	浅科村・望月町が実施しています。難病患者等の通院については、障害者等外出支援サービス事業の対象として新市で実施するため、合併時、廃止します。
7	化製場等に関する許可申請	佐久市・浅科村が実施しています。合併時、新市において実施します。動物の飼養・収容の許可地域については、県知事の告示に基づいていますが、今後県の動向に合わせて見直しを行っていきます。
8	化製場等に関する許可申請手数料	佐久市・浅科村が手数料を徴収しています。合併時、新市において実施します。 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 1件につき 12,000円 化製場設置許可申請手数料 1件につき 19,000円 動物の飼養又は収容の許可申請手数料 1件につき 6,000円
9	家庭ごみ処理手数料	4市町村とも手数料を徴収していますが、料金に違いがあります。合併時、基準を統一して実施します。 ・処理手数料(ごみ袋料金)は、10枚あたり 大165円、小110円とします。 ・ごみ袋の種類は、可燃、埋立・不燃ごみ、資源ごみ・容器包装プラスチック及びビニール、生ごみ(臼田町のみ)の4種類とし、ごみ袋は統一したものを使用します。
10	事業系一般廃棄物処理	4市町村とも実施していますが、処理手数料・分別方法に違いがあります。 合併時、処理方法を統一して実施します。 ・佐久市、川西保健衛生施設組合の例により、事業系一般廃棄物を処理します。 ・処理手数料はごみ袋料金に含め、ごみ袋料金は処理費用の50%にあたる1,500円/10枚とします。 ・ごみ袋の種類は、可燃ごみ、埋立ごみ・不燃ごみとします。 ・ごみ袋は統一したものを使用し、本庁及び支所の窓口のみの販売とします。
11	望月町外1市水道企業団	望月町が加入しています。合併時、新市において加入し、望月支所内に事務局を置きます。 なお、合併時まで、議員定数・負債整理等について当該一部事務組合と協議を進め、合併後3年以内に組合のあり方について見直しを行います。
12	望月町外1市水道企業団負担金	望月町が負担しています。合併時、新市において負担します。 なお、合併時まで、分担金の負担割合について当該一部事務組合と協議を進めます。
13	「星空の街・あおぞらの街」協議会	佐久市・臼田町が加入しています。合併時、新市において加入します。 なお、来年度、全国大会を佐久市で開催することが決定しています。

保健福祉関係

14	各種予防接種	法令に基づく予防接種は4市町村とも実施していますが、接種方法・自己負担金額・接種委託料に違いがあります。合併時、新市において統一して実施します。 【接種方法】集団・個別の区分は臼田町・浅科村の例により統一します。 【自己負担金額】インフルエンザ1,000円、他は無料とします。 【接種委託料】医師会と調整のうえ決定します。 【予防接種法に基づく予防接種】 ・一類疾病...ジフテリア、百日せき急性灰白髄炎(ポリオ)、麻疹、日本脳炎、破傷風、政令で定める疾病 ・二類疾病...インフルエンザ(高齢者であって政令で定める者)
15	高齢者にやさしい集会施設等整備事業補助金	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 【対象施設】階層が2以上の地区公会場のうち、2階以上の階に便所及び洗面所を新たに設置する場合 【補助対象経費】公会場本体の2階以上の階に便所及び洗面所を設置するために要する経費(工事費に限る) 【補助率】3分の2以内(限度額120万円) 【面積基準及び単価基準】9.91㎡以下、181,700円/㎡以下
16	小諸学舎デイサービス利用者負担金	負担金支出による事業から支援費制度へ移行したため、項目を削除します。

経済関係

17	保養センター湖月荘使用料	臼田町が使用料を徴収しています。合併時、現行どおりとします。
18	工業環境整備事業補助金	佐久市が単独で実施しています。合併時、新市において商工振興補助事業に統合します。

教育関係

19	中込学習センター使用料	佐久市が使用料を徴収しています。合併時、現行どおりとします。
----	-------------	--------------------------------